

法人市民税の非課税判定表

		管 理 番 号					
		法 人 名					
		事業年度又は連結 事業年度		年	月 日から 月 日まで		
収 益 事 業 か ら 生 じ た 所 得 金 額 の 計 算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)						
	加 算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (法人税明細書別表14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)					
		不 収 入 し た 金 額 と し た も 益 金	受取配当等の益金不算入額 (法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額)				
			還付法人税額等 (法人税明細書別表4「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄等の金額)				
	計 (+ + + +)						
	減 算	不 支 出 し た 金 額 と し た も 損 の 金	寄附金の損金不算入額 (法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」欄の金額)				
			損金不算入とした法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした法人税等」欄の金額)				
			損金不算入とした納税充当金に含まれる法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした納税充当金」欄の金額のうち、法人税に充てた金額)				
		計 (+ + + + +)					
	収益事業から生じた所得金額 (+ -)						
判 定	$\times \frac{90}{100}$ (1円未満の端数は切り捨ててください。)						
	の金額が の金額 以上である場合 …………… 非課税 未満である場合 …………… 課 税 どちらかに○を付けてください。						
添付書類		・ 決算書 ・ 法人税申告書 (別表1(2)) ・ 法人税明細書 (別表4) ・ 法人税明細書 (別表5(2)) ・ 法人税明細書 (別表14(2))					

(注) 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。